

【速報】小規模企業に対する減税・免税措置について

2019年1月17日付の財政部及び税務局からの通達により、2019年1月1日より小規模企業に対する増値税及び企業所得税に関する減税・免税措置が実施されることとなりました。中国ではこれまで小規模企業に対する増値税の免税措置及び企業所得税の減税措置が実施されてきましたが、今回の通達により減税・免税措置の適用を受けられる小規模企業の範囲、減税の対象となる課税収入や課税所得の範囲がそれぞれ拡大されます。今回はこの減免税措置について説明します。

1. 増値税の免税措置

会社が以下の条件を満たすことを前提として、増値税の課税が免除されます。

■免税措置の適用条件

- | |
|---------------------------|
| 1. 会社が増値税の小規模納税人であること |
| 2. 会社の1ヶ月の売上高が10万元以下であること |

増値税の課税主体は、「一般納税人」と「小規模納税人」とに分かれます。このうち、今回の免税措置の適用を享受できるのは、「小規模納税人」のみとなります。なお、小規模納税人の多くは申告期間が四半期（3ヶ月）ごととされており、四半期ごとに該当期間（3ヶ月）の売上高を前提として増値税の申告及び納税を行います。このような、申告期間が四半期ごととされている小規模納税人については、上記免税措置の条件 2. については、申告対象となる四半期（3ヶ月）の合計売上高が30万元以下であること、というように読み替えることになります。

2. 企業所得税の減税措置

企業所得税の減税措置の適用を受けられる会社の条件、及び減税措置の内容は下記の通りです。

■減税措置の適用条件

- | |
|---------------------------------|
| 1. 会社が国により制限及び禁止される事業を営営していないこと |
| 2. 会社の年間の課税所得（※1）が300万元以下であること |
| 3. 会社の従業員数が300人以下であること |
| 4. 会社の資産総額が5,000万元以下であること |

（※1）課税所得とは、企業所得税法等に基づき収入から支出を差し引くなどの計算により算出された金額を指します。

（※2）従業員数及び資産総額については、四半期ごとの平均値を基礎として年間平均値を算出します。

■軽減措置の内容①【企業所得税額の計算方法】

$$\text{【企業所得税額】} = \text{【軽減課税所得】} \times \text{【税率】}$$

■軽減措置の内容②【軽減課税所得】及び【軽減税率】

【課税所得】	【軽減課税所得】	【税率】
0 ～ 100 万元以下	課税所得×25%	20%
100 万元 ～ 300 万元以下	課税所得×50%	20%

今回の減税措置の適用を受ける場合には、会社に課税される企業所得税の実質的な税率は5%～10%となり、通常の企業所得税率（25%）による課税を受けた場合と比較すると税負担が大幅に減少するものといえます。

3. 注意事項

上記のとおり、今回の減税・免税措置は小規模企業を対象とした減税・免税措置ですが、増値税と企業所得税とで適用条件が異なるため、会社によっては双方の措置ともに適用を受けられるとは限らない点に注意が必要です。また、また、今回の減税・免税措置は2019年1月1日から2021年12月31日までの3年間に限定した時限措置とされている点についても注意が必要といえます。

（執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室
電話番号: +86-21-5237-6737
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

（執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室
電話番号: +86-21-5237-6737
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>